

# 大分県報

平成二十九年  
第二八八九号  
六月十三日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一  
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一  
指定予定保安林（二件）……………五  
建築基準法による道路位置の指定……………六  
競争入札参加者の資格に関する公示……………六  
一般競争入札の実施……………七

### 公告

- 正 誤……………七  
平成二十九年六月九日付け大分県報第二八八八号に登載の大分県告示第三百五十八号（港湾隣接地域の指定に関する公聴会）中の訂正……………九

## ○告示

### 大分県告示第三百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成二十九年五月三十日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 アクティブガイド
- 三 代表者の氏名

### 河野 勢

- 四 主たる事務所の所在地  
由布市湯布院町川南六十七番地三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、国内や海外の企業に対し、ビジネスに関する情報収集、講演やセミナー、ビジネスパートナーの紹介・斡旋・代理・コンサルティングに関する事業を行い、また、建築関係の知識・技術を通じて、消費者に対するサポートを行い、そのほか、資格取得・独立起業・留学などの職業能力開発に積極的な活動に取り組む人々をサポートし、学術の振興、国際協力、経済活動の活性化、環境保全などに取り組み、活気ある社会づくりに寄与することを目的とする。

### 六 定款変更の内容

- 役員に関する事項の変更  
会議に関する事項の変更  
資産及び会計に関する事項の変更  
定款の変更に関する事項の変更

### 大分県告示第三百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール三光  
中津市三光佐知千三十二
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所  
イオンモール株式会社  
代表取締役 吉 田 昭 夫  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更前 イオン九州株式会社  
代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号  
株式会社ファイブ・フォックス

代表取締役 上田 稔夫

東京都渋谷区千駄ヶ谷三―六十一―七  
株式会社ワールド

代表取締役 上山 健二

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一  
株式会社リンクイット

代表取締役 森 健太郎

福岡県福岡市博多区山王―二―三十  
株式会社ワコール

代表取締役 塚本 能交

京都市京都市南区吉祥院中島町二十九番地  
株式会社パレモ

代表取締役社長 吉田 馨

愛知県稲沢市天池五反田町一番地  
イトキン株式会社

代表取締役 辻村 章夫

大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目四番二十五号  
株式会社夢や

代表取締役 小向 誠一

香川県高松市朝日新町十七番二十号  
株式会社プラスハート

代表取締役 松尾 正司

大阪府大阪市中央区北浜一丁目九番九号  
クローズアップ・ソノヤ株式会社

代表取締役 山下 孝司

中津市新博多町千七百二十三―一  
株式会社東京デリカ

代表取締役 木山 剛史

東京都葛飾区新小岩一―四十八―一  
株式会社めのや

代表取締役 新宮 寛人

島根県松江市嫁島町十四―十三

Asmeエステル株式会社

代表取締役 丸山 雅史

東京都新宿区西新宿三丁目二十番二号

株式会社シーズ・プランニング

代表取締役 関 好邦

東京都練馬区南田中四丁目四番五号

株式会社 プラザリエイストアーズ

代表取締役 大島 康広

東京都中央区晴海一丁目八番十号

株式会社べ

代表取締役 岡本 吉史

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番二

春夏秋冬株式会社

代表取締役社長 夏秋 俊宏

福岡県久留米市東合川五丁目三番八号

株式会社大創産業

代表取締役 矢野 博丈

広島県東広島市西条吉行東一―四―十四

株式会社チヨダ

代表取締役 舟橋 浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

株式会社未来屋書店

代表取締役 羽牟 秀幸

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地

有限会社リポリ

代表取締役 福田 一芳

福岡県築上郡築上町大字下別府千六百八十番地一

株式会社ヨネザワ

代表取締役社長 米澤 房朝

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目一番三十八号

株式会社グローバルセレクトション

代表取締役 森崎 崇

福岡県福岡市城南区茶山一―一―二

株式会社アロー

代表取締役 今 枝 淳

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十二番八号

株式会社ザ・クロックハウス

代表取締役 大野 禄太郎

東京都中央区京橋一丁目十一番二号

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

代表取締役社長 白川 篤典

愛知県名古屋市長久区上社一丁目九百一―番地

株式会社ライトオン

代表取締役 横内 達治

茨城県つくば市吾妻一―一―一

株式会社ハニーズ

代表取締役 江尻 義久

福島県いわき市鹿島町走熊七本松二十七―一

株式会社キャンパス

代表取締役 山本 長作

福岡県北九州市小倉南区下曾根一―十四―十九

株式会社オエックス

代表取締役 大江 純正

大阪府大阪市福島区海老江一丁目十番九号

有限会社ベイシック

代表取締役 小畑 孝治

宇佐市大字川部千二十五番地の一

むじやきな天使

瀬口 美香

中津市中央町二丁目八番二十八号

株式会社タツミヤ

代表取締役 指田 努

東京都八王子市暁町一―三十二―十三

株式会社谷呉服店

代表取締役 谷 もと子

福岡県筑紫野市二日市中央二丁目三番二号

株式会社ジーユー

代表取締役 柚木 治

山口県山口市佐山七百七十七番地一

JACK LINK

松本 圭司

中津市大字永添八―五メゾンウェブA棟百一―号室

イオンモール株式会社

代表取締役 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

変更後  
イオン九州株式会社

代表取締役 柴田 祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

株式会社ファイブ・フォックス

代表取締役 上田 稔夫

東京都渋谷区千駄ヶ谷三―六十一―七

株式会社ワールド

代表取締役 上山 健二

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一

株式会社リンクイット

代表取締役 森 健太郎

福岡県福岡市博多区山王一―二―三十

株式会社 輝幸

代表取締役 重久 忠行

鹿児島県鹿児島市西千石町七番十号

株式会社ワコール

代表取締役 安原 弘展

京都府京都市南区吉祥院中島町二十九番地

株式会社パレモ

代表取締役社長 吉田 馨

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

イトキン株式会社

代表取締役 前田 和久

大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目四番二十五号

株式会社夢や

代表取締役 小向 誠一

東京都渋谷区代々木三丁目三十八番九号

株式会社AL0

代表取締役 矢野 博丈

大阪府大阪市南船場三丁目十番三号

クローズアップ・ソノヤ株式会社

代表取締役 山下 孝司

中津市新博多町千七百二十三―一

株式会社東京デリカ

代表取締役 木山 剛史

東京都葛飾区新小岩一―四十八―一

株式会社めのや

代表取締役 新宮 寛人

島根県松江市嫁島町十四―十三

Asimeエステール株式会社

代表取締役 丸山 雅史

東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

株式会社シーズ・プランニング

代表取締役 関 好邦

東京都練馬区南田中四丁目四番五号

株式会社ストライプインターナショナル

代表取締役 石川 康晴

岡山県岡山市北区幸町二―八

株式会社プラザクリエイトストアーズ

代表取締役 大島 康広

東京都中央区晴海一丁目八番十号

株式会社べへ

代表取締役 岡本 吉史

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番二

株式会社西松屋チエーン

代表取締役 大村 禎史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一

株式会社チヨダ

代表取締役 舟橋 浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

株式会社大創産業

代表取締役 矢野 博丈

広島県東広島市西条吉行東一―四―十四

株式会社コーワベッツコーポレーション

代表取締役 服部 章平

愛知県あま市西今宿郷内二二十番地

株式会社未来屋書店

代表取締役 羽牟 秀幸

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地

有限会社リボリ

代表取締役 福田 一芳

福岡県築上郡築上町大字下別府千六百八十番地一

株式会社ヨネザワ

代表取締役社長 米澤 房朝

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目一番三十八号

株式会社グローバルセレクトション

代表取締役 齊藤 一真

福岡県福岡市城南区茶山一―一―二

有限会社ステツプワン

代表取締役 末松 健司

福岡県築上郡築上町大字松丸四百八十九―一

株式会社ザ・クロックハウス

代表取締役 大野 禄太郎

東京都中央区京橋一丁目十一番二号

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

代表取締役社長 白川篤典

愛知県名古屋市長名東区上社二丁目九百一番地

株式会社ライトオン

代表取締役 横内達治

茨城県つくば市吾妻一丁目十一番

株式会社ハニーズホールディングス

代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊七本松二十七番一

株式会社キャンパス

代表取締役 山本長作

福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目十四番十九

むじやきな天使

瀬口美香

中津市中央町二丁目八番二十八号

株式会社タツミヤ

代表取締役 指田努

東京都八王子市暁町一丁目三十二番十三

株式会社谷呉服店

代表取締役 谷もと子

福岡県筑紫野市二日市中央二丁目三番二号

株式会社ジーユー

代表取締役 柚木治

山口県山口市佐山七百十七番地一

JACK LINK

松本圭司

中津市大字永添八丁目五メゾンウェーブA棟百一号室

イオンモール株式会社

代表取締役 吉田昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

4 変更の年月日

平成二十九年五月二十日

二 届出年月日

平成二十九年五月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年六月十三日から平成二十九年十月十三日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年十月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十九年六月十三日

大分県知事 広瀬勝貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市弥生大字井崎字弥越五番二〇・五番二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五番二二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

平成二十九年六月十三日

大分県報（告示）

五

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成二十九年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所  
佐伯市大字池田字大谷七五一番（次の図に示す部分に限る。）、七四八番、八八〇番一、八八〇番二八

- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字大谷七四八（次の図に示す部分に限る。）、七五一
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成二十九年六月十三日

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
別第二八―四号	速見郡日出町大字豊岡字下西屋五四五一番一	平二九・五・二五	メートル 五・〇〇 四・〇〇	メートル 六六・四八

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十九年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類  
自動暗号化システム等 一式

- 二 競争入札の参加者の資格

- 1 競争入札に参加することができない場合
  - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
  - (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
  - (三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合
  - (四) 県税を滞納している場合
  - (五) 営業年数が一年未満である場合
  - (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場

合

(七) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

平成二十九年六月十三日から平成二十九年七月十二日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2017.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成29年6月13日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

自動暗号化システム等一式の貸借契約

(2) 借入期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで（60箇月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入場所

大分県警察本部警務部情報管理課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者

<p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成29年6月13日から同年7月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 506 - 2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係 〒870 - 8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 536 - 2131</p> <p>(2) 日時 平成29年6月13日から同年7月24日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p>	<p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 平成29年7月25日（火）午前10時00分。ただし、郵送の場合は、7月24日（月）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館13階 133会議室</p> <p>(2) 日 時 平成29年7月25日（火）午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p>
--	---



12 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所  
上記6の(1)に同じ
- (2) 交付日時  
上記4の(2)に同じ

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 入札に関する事務を担当する部局の名称

大分県警察本部警務部会計課用度・管財係  
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131

15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

- (1) 上記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented  
Terminal equipment and others complete set for automatic coding system
- (2) Time limit for tender  
10:00 a.m. 25 July 2017
- (3) Office  
Information Administration Division, Oita Prefectural Police

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502  
Tel 097-536-2131

○正 誤

平成二十九年六月九日付け大分県報第二八八八号に登載の大分県告示第三百五十八号（港  
隣接地域の指定に関する公聴会）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
四	一	左から十四	十四番～	十九番～